

品名	三切茨	價	格	原料ノ大體	創メテ使用セラシタル年
----	-----	---	---	-------	-------------

品名	海人草 セメンシナ セメンダ ホノアキ ホノアキ 柏ノ葉 楓ノ葉	價	格	原料ノ大體	創メテ使用セラシタル年
	目下賣買ノ事實ナキヲ以テ不明				不詳
	同			同	同
	同			同	同
	同			同	同
	同			同	同
	同			同	同

品名	センプリ	價	格	原料ノ大體	創メテ使用セラシタル年
	百匁		七十錢	全草ヲ陰干ニシテ煎用ス	同
	百匁		五十錢	全草ヲ陰干ニシ又ハ生葉ヲ煎用ス	同

品名	クサギノ蟲	價	格	原料ノ大體	創メテ使用セラシタル年
				黒燒	同

品名	無花果ノ蟲	價	格	原料ノ大體	創メテ使用セラシタル年
				黒燒	不詳

品名	柘榴根	價	格	原料ノ大體	創メテ使用セラシタル年
			約八十錢	柘榴ノ根一匁ニ對シ水百瓦	同

品名	海人草 セメンシナ 楸子 楸子 菅子 使子 柘子 鳥梅 山椒 良姜	價	格	原料ノ大體	創メテ使用セラシタル年
			八十錢		
			四十錢		
			三十五錢		
			四十二錢		
			一圓十五錢		
			五十錢		
			八十五錢		
			一圓五錢		
			五十五錢		

品名	山椒ノ根	價	格	原料ノ大體	創メテ使用セラシタル年
				山椒ノ根ヲ煎ジ一回茶碗ニ一杯位服用	從前ヨリアリテ年月不詳

セメント	三分	十五錢	サントニン主藥ニシテ富山方面ノ製藥	同
サントニン	一方	二十錢	サントニー合稱	同上

新潟縣

使君子	六百瓦	一圓五十錢	使君子ニ屬スルしくんしの實ナリ	創メテ使用セラレタル年
大福草	同	二十五錢	三白草科ニ屬スルどくだみナリ	同
大福草	同	同	百合科ニ屬スルにんにくの球根ナリ	同
大福草	同	同	蓼科ニ屬シ監傍ニ繁茂スル草木ニシテにはやなぎ又ハみぢやなぎト稱ス	同
大福草	同	同	毛茛科ニ屬スル宿根草ノ根莖ナリ	同
大福草	六百瓦	二圓二十錢		同

鳥取縣

品名	價	格	原料ノ大體	創メテ使用セラレタル年
せんだんのき			樹皮	

愛媛縣

品名	價	格	原料ノ大體	創メテ使用セラレタル年
和檜ノ實	七錢	四、五錢	約十瓦位ニ水ニ合テ入レ弱火ヲ煎ジメテ飲ム生ノ儘五十乃至百位位ナリ	

兵庫縣

品名	價	格	原料ノ大體	創メテ使用セラレタル年
根ノ實	一匁一錢(林田)一合十錢(兵庫)一斤三十錢(豊岡)		山野ニアル種ノ實ヲ採取シタルモノ	不明
南瓜ノ種	一匁二錢(林田)一斤三四(兵庫)		夏季栽培サル南瓜ノ種子ヲ採取シタルモノヲ適當ニ日光ニテ乾燥セルモノ	同
クノ種	一匁一錢(林田)一斤三四(兵庫)		山野ニ有リ根皮ヲ採リ煎ジテ製ス	同
雪之種	同	一錢(淡川)	植物ニシテ生ノ儘搾汁ヲ飲用ス	同
健脾丸	一匁	五十錢	獨乙製原料及製法不詳	五、六年前ヨリ使用
福田ノ丸	一匁	五十錢	大阪三木清ナル者製造ニ係リ主トシテ鐵ヲ用ヒ居レリト云フ	不詳
七味散	同	十錢	海人草山椒ノ實甘草ノ根樗牛兒ヲ乾燥シテ刻ミ煎薬トス	多紀郡味間南ニテ製ス時
除蟲散	同	同	同	奈良縣ニテ製スルモ詳細不詳
セメント	同	同	野生ノセンプリ草ヲ乾シ煎ジテ服用ス(市村)	同
ヤントニン	同	同	不詳	同
犬山椒ノ皮	同	同	大山椒ノ皮ヲ煎ジテ服用ス	約七十年前ヨリ(淡坂)古
センタンノ皮	同	同	センタンノ木ノ皮ヲ煎ジテ服用	同
若木ノ根	同	同	生若荷ノ根ヨリ汁ヲ取リ服用ス(淡坂)十匁位ヲ水ニ合テニ煎ズ(山崎)	同
草木ノ根	同	同	生キタル草ヲ火ニテ燒キ一匁ニ一疋ヲ服用ス	同
マナシ	同	同	海人草、那葉、大黃、苦楝皮、檳榔子、使君子、山椒、丁子、烏梅、樗、等ヲ混和シテ製ス	明治三十年頃ヨリ
シナ	同	同	一斤一匁二匁三四匁位斤七匁(芦屋)不明(葺合)	同
ヤブ	同	同	草ヲ乾シタルモノ	同
ブト	同	同	不詳	同
ユラ	同	同	サントニンヲ主藥トス	昭和二年頃ヨリ
應用	同	同	不詳	同

第十五章 寄生蟲驅除に關する口碑傳説

迷信、禁厭

寄生蟲驅除に關する口碑、傳説、迷信、禁厭に就いて各府縣から口碑では廿三府縣、迷信では廿三府縣、禁厭では十九府縣からの回答を得た、それに本縣に於ける各郡市で調査したものを拵けて見ると大同少異で、要するに何れも治療豫防を目的とし實に面白いものがある。俗に云ふ蟲とは寄生蟲のことのみでなく「カンノムシ」「ヒノムシ」の類で小兒の「カンモチ」「ムツカル」ことを始めとし腹痛、症痛、不安不眠其他小兒の疾病の多くが此内に含んで居るらしく區別することが頗る困難であるから左に各府縣からの回答ありしことを其まゝを記載して置いた。

しかし經驗上から自然と治療豫防に合致し参考となるものもある。例へば榎の實又は柘榴の皮を煎じて服用すれば蟲の驅除となる。にんにくの類を食すれば驅除せられる。肥まけが出来れば青の病氣となる。鼻の孔が赤く痒ゆれば蟲がわいた。野菜の根本を食すれば蟲が発生する。生の肉、生の魚、生の背物は蟲の素となる大沼の魚を食すると蟲がたかる。木炭、壁土等を食ふものは蛔蟲なり。等の類がそれである。

神佛の崇拜は盛んなもので各地とも不動尊あり、地藏尊あり、大師様あり、香籠様あり、六地藏様あり、淺間神社あり、日蓮上人あり御嶽神社あり、稻荷様あり、北向の觀音様あり思ひ思ひに神佛祈願して居る様である。

又迷信の内には實に奇抜なものがある例へば藪人形を村界に乗れば蛔蟲はなほる手掌に鬼字を三つ書くとよい。紙にボン字を書いて吞むとよい。

蟲を排除すれば必ず腹痛を起す故に決して全部排除してはならない。蟲が全く無くなれば其人は必ず死す。

土月中に蟲を取つてはならない。五月の節句に蟲を取つてはならない。三日月を拜めば寄生蟲の宿ることがない。陰暦の月の始めには蟲が上向きになつてゐるから此時に服薬すれば蟲は善く取れる等がある。

尙ほ變つたものになると「メダカ」を生のみ、丸呑みにすれば蟲は下る。燕の糞を煎じて吞む。赤蟹を煎じて吞む。鮎の陰干して吞む。天神様に梅干を絶てば青の字がなまる。脛の上に煙草の脂を塗れば蛔蟲がなまる、鯉の骨端端、ハッタ、テンテン蟲、蟻、柳の木の子等の黒燒を吞めば

蟲の豫防となる等がある。

第一節 口碑

京都府

- 1、煙草のズを取りて嚥下すれば糞便と共に寄生蟲を下す。
- 2、南天の木の葉を煎じて吞めば寄生蟲下る。
- 3、田に棲む「メダカ」(小メソコ)を生きたる儘丸呑みすれば蛔蟲下る。

兵庫縣

- 1、牛肉とホーレン草の合食は寄生蟲發生を促す。(神戸市)
- 2、月の初旬(三日頃)には少量の下蟲薬を服用すれば最適の驅除法。(神戸市)
- 3、麥飯を絶へず食すれば寄生蟲の發生を防ぐ。(神戸市)
- 4、烏賊の刺身又は百合科に屬する玉葱、葱、にんにく等を食する時は寄生蟲を下すとの口碑あり。(神戸市)
- 5、馬鈴薯を常食するときは寄生蟲發生を豫防す。(神戸市)
- 6、ハブ草の實を煎じて飲用すれば寄生蟲發生を豫防す。(神戸市)
- 7、酒、煙草を飲む者は寄生蟲發生せず亦菓子類を食せば寄生蟲發生し易し。(神戸市、三原郡市村、揖保郡龍野地方)
- 8、セメンエンを毎月一回宛乃至三回服用すれば蛔蟲發生せずと云ふ。(神戸市、津名郡、岩屋地方)
- 9、柘榴の根を煎じ食すると豫防上効果あり。(武庫郡御影地方)
- 10、山椒を常に食すると蛔蟲の豫防となる。(同)
- 11、鯉の骨を黒燒にし食すると豫防となる。(同)
- 12、二日間位断食し柘榴の根を煎じて飲用すれば驅除に効あり。(明石郡明石地方)
- 13、山椒の實を煎じて飲めば寄生蟲驅除に効あり。(同)
- 14、蛔蟲を黒燒として飲むときは以後蛔蟲發生せず。(川邊郡伊丹、廣根地方)
- 15、牛肉の生煮を食するときは十二指腸蟲生すと。(加西郡北條地方)

- 16、牛肉の生煮を食するときは條蟲生すと。(印南郡魚橋地方)
- 17、條蟲の附着した野菜は漬物にするも卵は死滅せず。(印南郡魚橋地方)
- 18、甘味質のものを多く用ふれば寄生蟲に依る病氣に罹り易し。(飾磨郡飾磨地方)
- 19、各種薬店に販賣し居れる「マクリ」を服用すれば寄生蟲を下す。(赤穂郡上郡地方)
- 20、左記草木の根又は實を其儘應用せば治療す。(同)

イ、カヤの實 蛔蟲、十二指腸蟲

ロ、ザクロの根 條蟲

ハ、山椒の實 蛔蟲

- 21、各種薬店に販賣し居れる「セマン」を服用すれば凡て寄生蟲を下す。(上郡地方)
- 22、一歳より三歳位迄の間に於て脊筋(上端)に灸を爲し又は腋下に鍼を爲せば良し但し現今稀なり。(上郡地方)
- 23、生魚、生肉、生菜を食せば寄生蟲發生す。(氷上郡柏原安栗郡山崎地方)
- 24、小兒が手先又は衣類を噛むと蟲の發生と稱す。(安栗郡山崎地方)
- 25、腹部が大きくなり顔色白くなると蟲なりと稱す。(同)
- 26、疳蟲と稱して夜中小兒が泣き止まざるときは蟲なりと稱す。(同)
- 27、甘いもの又は香はしきものを多量に食するときは寄生蟲を生す。(城崎郡豊岡地方)
- 28、寄生蟲が生じたるの前兆は眠氣を感じ腰痛を覺ゆるを常とす。(城崎郡豊岡地方)
- 29、川貝の「さんにせ」の身を生の儘引絨き四、五日間嚥下するときは寄生蟲を減す。(出石郡出石地方)
- 30、常に喫煙する人は一日間の食事に一回一箇梅干を食すれば減す。(出石郡出石地方)
- 31、中柿及吊柿を食すると寄生蟲を生す。(氷上郡柏原地方)
- 32、黒砂糖を食すると寄生蟲を生す。(同)
- 33、青菜の漬物を食すると蛔蟲生す。(同)

埼玉縣

- 1、十二指腸蟲病を青の病、フク病、坂下病と云ふ。

- 2、鼻孔が赤くなり痒みを覺ゆると蛔蟲が湧きたるものと云ふ。
- 3、蟲は何蟲に限らず一口に蟲と云ふ。
- 4、蛔蟲藥を服用する場合は必ず月始めに服すると効果良好なりと云ふ。
- 5、胡桃又は榎の實を生物の儘毎日食すれば蛔蟲が自然絶ゆると云ふ。
- 6、山椒魚を食すと蟲が排泄すると云ふ。

群馬縣

- 1、生肉を食すもの野菜類を生で食すもの多き所に患者多しと。
- 2、十二指腸患者を「フランジー」と云ひ「モノグサ」病とも云ふ。

茨城縣

- 1、産兒の「マクリ」の代用に獅耳を用ゆれば蟲切れると云ふ。(笠間地方)
- 2、赤蛙を食すれば蟲切れると云ふ。(同)
- 3、デンデン蟲(蝸牛)の黒焼を食すれば蟲切れると云ふ。(同)
- 4、寄生蟲に侵され居る者を俗に「青」と云ふ。(太田地方)
- 5、乳幼兒に梨を食せしむれば蛔蟲を發生せしむと云ふ。(助川地方)
- 6、乳幼兒に菓子も多く與ふれば蛔蟲發生すと云ふ。(鉾田地方)
- 7、赤蛙の皮を剥ぎ其の肉を焼き食すれば蛔蟲驅除し得ると云ふ。(鉾田地方)
- 8、蛔蟲を智惠熱と稱す。(同)
- 9、生魚、生肉等を食するときは寄生蟲發生すと云ふ。(土浦地方)
- 10、人糞を肥料に使用せる野菜類を食するときは寄生蟲發生すと云ふ。(同)
- 11、妊娠中又は授乳期中に於て母が弱蕪を食すると其の子は蟲持ちとなると云ふ。(同)
- 12、茄子の生漬を食するときは「サナダ」蟲が出來ると云ふ。(北條地方)
- 13、鹽鮭の皮の生焼を食するときは「サナダ」蟲發生す。(同)
- 14、秋の大根の葉漬を食するときは蟲がわくと云ふ。(同)

15、埼玉縣高島天神様に梅干を食することを絶ち祈願せば十二指腸蟲其の他の小兒の蟲は全治すと云ふ。
栃木縣

- 1、鼻の羽毛を兒童に附着せば寄生蟲驅除すると謂ふ。
- 2、寄生蟲の方言を青蟲と謂ふ。

愛知縣

- 1、瓶の實を煎じて服用するときは十二指腸蟲驅除に特效ありと謂ふ。
- 2、柘榴の根皮を煎じ服用せば條蟲、十二指腸蟲驅除に効ありと謂ふ。
- 3、にんにく、王葱、葱ラッキョ、蒲莫公等を常食する時は寄生蟲發生を豫防すると謂ふ。
- 4、臍の上部、煙草の脂を塗布すれば蛔蟲驅除に効ありと謂ふ。

岐阜縣

- 1、常に、魚肉鳥獸肉の刺身を食するときは寄生蟲發生す。
- 2、生の野菜類を漬物として食するときは寄生蟲發生す。
- 3、生煮の魚肉類を食するときは寄生蟲發生す。
- 4、川鱒を食するときは寄生蟲發生す。
- 5、甘き物を常に食れば寄生蟲發生す。
- 6、梨と砂糖と混食すれば寄生蟲發生す。
- 7、乳兒に梨を食せしむるときは寄生蟲發生す。
- 8、スイスイ葉(草葉)を生食すれば寄生蟲發生す。
- 9、跣で道を歩むと寄生蟲發生す。

長野縣

- 1、種油を少量飲用すれば全治すと。
- 2、蠟燭を黒燒にして飲用すれば効あり。

福島縣

- 1、鱒、鮭の刺身を食すれば十二指腸蟲寄生する。
- 2、大沼、池の魚を食すると十二指腸蟲寄生する。

岩手縣

- 1、鱒、鮭、鯉の生刺身を食すると該蟲に寄生せらるといふ。
- 2、ニラ、ニンニク、又は孫太郎蟲を焼いて食すれば有効なりといふ。
- 3、蛔蟲の驅除には海人草効ありと云ふ。

青森縣

- 1、舊月の初めに蟲下しを服用すれば排蟲の效果大なりと云ふ。(一村落のみ)
- (理由月の上弦には腸中の蟲は頭部を上方に向け口を開き居るものなれば服藥の効著しきものなり)

富山縣

- 1、榎の實を食すると十二指腸蟲が驅除出來得ると云ふ。
- 2、毎年七月一日にうどん飯頭を食すれば寄生蟲を安全に豫防し得ると云ふ。
- 3、鱒、鮭を食すると條蟲が寄生すると云ふ。
- 4、ニンニク、葱は寄生蟲驅除に効ありと云ふ。
- 5、空腹時に二食分も甘藷を食すれば寄生蟲を驅除出來得ると云ふ。
- 6、條蟲驅除に麻の實を適度に水又は湯にて丸呑すれば特效ありと云ふ。

香川縣

- 1、蛔蟲が小兒に寄生繁殖せば「蟲語」と爲り死亡することあり。
- 2、大根の生汁を飲めば蟲が下りる。
- 3、半煮への牛肉を食すと「眞田蟲」が寄生す。
- 4、蔬菜類を過食せば蛔蟲寄生す。
- 5、甘きもの又は甘藷を過食せば小兒に蟲がわく。
- 6、小兒の鼻下が赤くなるのは蟲が着きたる爲なり。

- 7、菓子類を多量に食すれば蛔蟲が起る。
- 8、砂糖黍を食すると蛔蟲が殖すと云ふ。
- 9、小供に蟲が宿つた時は灸をすると全治すること。
- 10、草木の蟲を焼いて食せば驅蟲す。
- 11、「バツタ」の黒焼を食せば驅蟲す。
- 12、蛔蟲は百姓の如き土塊を取扱ふものに發生すと云へり。

佐賀縣

- 1、十二指腸蟲病を坂の下と稱す坂路を上る時貧血の爲め心悸亢進呼吸促進起り坂路を上る能はざる爲めなるべし。
- 2、青相と稱す貧血にして顔面蒼白なるを以てならん。
- 3、胃蟲とも云ふ。
- 4、蛔蟲病を蟲又は長蟲と稱す。

宮城縣

- 1、柘榴の實の皮を煎じて服すれば十二指腸蟲治癒すと。
- 2、梅干を毎朝一箇づゝ食すれば權患せずと。
- 3、頭の中央部及隣に煙草の「ヤニ」を糊塗すれば蟲が絶えと。
- 4、魚類の生食、生野菜を食する時は酒又は酢を飲用すべし。
- 5、大蒜を少量づつ時々食すれば蟲の寄生を豫防し又は絶食して之を食すれば驅蟲劑となると。

新潟縣

- 1、砂糖等の甘き物を其の儘食すれば蛔蟲を生ず。
- 2、木炭壁土等を食する子供は蛔蟲を有す。
- 3、山椒を常に食すれば條蟲の生する虞れなし。
- 4、日光を見る時見苦しがる子供は蛔蟲を有す。
- 5、梨に乳汁を附けると蟲が出来る故に乳兒及其の母は梨を食するな。

滋賀縣

- 1、水焚南瓜を食すれば條蟲が下る。
- 2、榎の實を食すれば十二指腸蟲下る。
- 3、甘きもの(菓子類)を多食するときは(連続的に食すること)
- 4、青物を常食(生のまゝ又は半煮)すれば寄生蟲發生すると云ふ。

島根縣

- 1、菓子も多く喰へば蟲が出来る。
- 甘い物を食へば蟲を生ず。

愛媛縣

- 1、肉の半煮及野菜を充分炊かざるものを食すれば體内に寄生蟲が生し之を驅除するには柘榴の根を煎じて飲めば驅除が出来る。
- 2、便所を(便池)瓢箪形にすれば寄生蟲の卵は死滅す。
- 3、黄薄荷の實を煮して服せば蛔蟲を驅除する。
- 4、肉を生を儘食すれば「サナダ蟲」が體内に生ず。
- 5、寄生蟲を一匹も居らぬ様に驅除すればかへつて害あり。
- 6、肉と「ホーレン」草を同食すれば「サナダ蟲」が寄生す。
- 7、小兒に寄生蟲發生したるものを蟲と云ひ衰弱の結果短氣になると蟲が生じたと云ふ。

島根縣

- 1、赤蛙、柳の木に棲息する蟲、栗の木に棲息する蟲を驅除し得。
- 2、柘榴の實を服用し又は木、根、皮を煎じ若は粉として服用すれば十二指腸蟲を下す。
- 3、山椒の實を陰干として食すれば蛔蟲を下す。

第二節 傳 説

京都府

- 1、葱の白根を小さく刻み夫れに鶏卵の黄味を混じて食せば十二指腸蟲の驅除方法なりと。
- 2、鯛、鮓、の乾したるものを粉にして服用せば條蟲の驅除方法なりと。
- 3、蛔蟲を黒焼にして服用すれば蛔蟲の驅除及豫防方法なりと云ふ。
- 4、柘榴の根を煎じ飲む時は蛔蟲驅除となる。
- 5、栗の搗かざるものを煎じて服用するときは蛔蟲驅除。
- 6、山椒の皮を剥ぎ煎じ服用するときは蛔蟲驅除。
- 7、山椒の實を食事毎に少量宛食するときは蛔蟲發生せず。
- 8、樞の實及柘榴の樹皮を煎じ服用すれば十二指腸の驅除となる。
- 9、山間部落は朝露多ひ爲め寄生蟲が多數發生せりと。
- 10、生肉を食せば條蟲發生すと謂ふ。
- 11、生姜を常に食すれば寄生蟲發生せずと謂ふ。

兵庫縣

- 1、馬鈴薯を煮焚して一週間位食すれば寄生蟲は下る。(神戸市)
- 2、陰曆三月節句の朝清酒に桃の葉を入れて飲み又五月節句朝清酒に苜蓿の葉を入れて飲む時は寄生蟲の繁殖を防ぐ。(神戸市)
- 3、セメン圓は毎月菴一日より十五日までの間に服用せざる時は効果なし(理由)月の上半期は寄生蟲は上部に向ひ居り後半期は下位に向て居るからである。(神戸市)
- 4、セメン圓は空腹の時飲まざれば効果なし。(神戸市)
- 5、トীগキの實を便所に入れるれば諸種寄生蟲は驅除さる。(神戸市)
- 6、野菜類の根本を食すれば寄生蟲發生せず。(神戸市)
- 7、少量の飲酒は寄生蟲の驅除をなす。(神戸市)
- 8、柘榴の根を陰乾しとし煎じて飲用すれば蟲、十二指腸蟲の發生を防ぎ常用するときは將來發生せずと。(神戸市、揖保郡龍野地方)
- 9、カンカラ又は甘草と栗を煎じて飲用すれば蛔蟲發生を豫防すと。(神戸市)
- 10、牛肉其の他獸肉の生を食すると寄生蟲發生す。(姫路市、武庫郡御影、揖保郡龍野地方)

- 11、通稱カミノリト稱する藥草花を粉にして紙面に延し腹部に貼付し居れば體内の寄生蟲は自然死滅すると云ふ。(川邊郡尼崎地方)
- 12、野菜類の生煮を食するものに多く發生すと云ふ。(姫路市、揖保郡龍野地方)
- 13、柘榴の根皮を煎じ飲む時は蟲下しとなると云ふ。(出石郡出石、川邊郡廣根地方)
- 14、梅干の實(中の白き部分)を食すると寄生蟲に罹らず。(川邊郡廣根、伊丹地方)
- 15、山椒の實を日常食すると寄生蟲に罹らず。(川邊郡廣根、出石郡出石地方)
- 16、海人草を一週間一回服用すること。(有馬郡三田地方)
- 17、肉食を避けること。(有馬郡三田地方)
- 18、桐の葉を便所に入れて寄生蟲の發生を豫防す。(加西郡北條地方)
- 19、葱の白根の部分を生で嚼むときは効ありと謂ふ。(城崎郡豊岡地方)
- 20、山々椒を煎じて飲むときは蛔蟲下ると謂ふ。(城崎郡豊岡、川邊郡伊丹地方)
- 21、センダンの根皮と鶏卵とを混じ充分煮沸し食すると蛔蟲下ると謂ふ。(城崎郡豊岡地方)
- 22、馬藜の莖葉を煎じて飲用す。(城崎郡豊岡地方)
- 23、胡桃又は蕎麥の粉を生で食すると良し。(城崎郡豊岡地方)
- 24、生葱を酢に漬けて食すれば効あり。(出石郡出石地方)
- 25、灸を爲すと効あり。(同)
- 26、田螺を食すれば効あり。(同)
- 27、二、三日絶食し其間藍湯を飲むと効あり。(同)
- 28、大蒜に味噌の付焼して食する場合は効あり。(同)
- 29、海人草を煎じて服用する場合は効あり。(同)
- 30、甘いものを食するとき寄生蟲を生ず。(印南郡魚橋、多紀郡篠山、永上郡柏原地方)
- 31、青菜を食すると寄生蟲を生ず(多紀篠山、永上郡柏原地方)
- 32、栄養不良の者に寄生蟲發生し易し。(多紀郡篠山地方)
- 33、鼻下の赤色となるは寄生蟲發生の兆あり。(同)

- 34、寄生蟲は露の深き所に發生す。(同)
 - 35、寄生蟲の豫防撲滅には小兒時代より鍼灸を施すこと。(同)
 - 36、田畑に發生する蝗を黒焼にして服用すれば全治すと云ふ。(美方郡濱坂地方)
 - 37、蛭を黒焼にして服用すれば全治すると云ふ。(美方郡濱坂地方)
 - 38、蛙、牛肉を食すると條蟲寄生す。(水上郡柏原地方)
 - 39、牛肉の半煮を食すると條蟲を生ず。(同)
 - 40、寄生蟲は概ね獸肉、野菜類等を食するに依て發生する。(川邊郡伊丹地方)
 - 41、セメンエンを服用すれば寄生蟲は驅除せらるゝものとせり。(印南郡魚橋地方)
 - 42、毎年三月四日、九月四日の二回大阪市内(場所不明)にして幼兒に祈禱を爲し朱色のものを頭部に附着せしめ蛔蟲豫防を爲すと云ふ。(武庫郡芦屋地方)
 - 43、燕の糞を煮沸して服用せば効あり。(揖保郡龍野地方)
 - 44、犬山椒を三合の水に生じ服用せば効あり。(同)
 - 45、古來より小兒が高熱を發するときは蟲熱と云ひ其の時蟲の發生する如く云ふ。(同)
 - 46、祈禱を受ければ小兒頭髮の穴より蟲出るとの傳説あり。(同)
 - 47、小兒の時鍼灸を爲せば寄生蟲發生せず。(同)
 - 48、魴の蔞乾を何回となく煎じて飲めば効あり。(同)
 - 49、クララ(毒草)に甘草を煎じて飲めば効あり。(同)
- 長崎縣
- 1、十二指腸蟲患者を坂下病とも云ふ、青野菜を食すれば寄生蟲が出来る。
 - 2、十二指腸蟲患者居宅附近の土地を跣足にて歩行せば足裏より幼蟲侵入すと云ふ。
 - 3、十二指腸蟲患者宅の野菜類は良く煮て食せされば十二指腸蟲に罹ると云ふ。
 - 4、鱈は蟲の王にして之を黒焼となし飲用せば寄生蟲下ると云ふ。
 - 5、牛肉の生煮を食すれば寄生蟲病に罹ると云ふ。

埼玉縣

- 6、野菜類及魚類の半煮を食すれば蛔蟲が出来る。
- 1、大食して運動不足より寄生蟲病發病すると云ふ。
- 2、跣足にて田畑に出ると足の裏より蟲が入込むと云ふ。
- 3、子供に砂糖をなめさせると蛔蟲が體內に發生すると云ふ。
- 4、胃や腸を害すると蟲が體內に發生すると云ふ。

群馬縣

- 1、「ジャクロ」の根を煎じて服用すれば本病驅除に効果ありと云ふ。
- 2、「イチヂク」の木を煎じて飲むか(グミ)の木を煎じて呑むと十二指腸蟲、蛔蟲は忽ち死滅すと。
- 3、「カヤ」の實を煎じて服用せば本病治ると。
- 4、「コラフネ」の根(小川に在る浮草の名)を煎じて飲めば全治すと。
- 5、「ニンニク」の根を生にて食するか又は根を絞り其の水を飲めば全治すと。
- 6、朝顔の種子を煎じて飲めば驅除せらると。

茨城縣

- 1、有賀神社に参拜すれば蟲切れると云ふ。(笠間地方)
- 2、肥敗をしたる翌年に至れば其の圃所に青色を呈し十二指腸蟲病に罹ると云ふ。(大宮地方)
- 3、柘榴の根を煎じ詰めて服用すれば全治すると云ふ。(太田地方)
- 4、蛙、蛭等を生食すれば十二指腸蟲に罹ると云ふ。(鉾田地方)
- 5、大蒜を生食すれば十二指腸蟲驅除し得ると。(同)
- 6、柘榴の根を煎じ飲むときは眞田蟲を驅除し得ると云ふ。(鹿島地方)
- 7、小兒の寄生蟲は足の小指の先に灸をすれば驅除すると云ふ。(同)
- 8、千葉縣成田不動尊に参詣して蟲封じの祈禱をなすときは寄生蟲に侵かされることなしと云ふ。(江戸崎地方)
- 9、祈禱をなし蟲封じをなす。(龍ヶ崎地方)

- 10、醬油を少量づゝ飲みしむれば蟲切れると云ふ。(同)
- 11、茶碗や紙を破るときは蟲が切れると云ふ。(同)
- 12、御嶽神社の祈禱符を座敷中の柱に釘打ちとなし置くときは蟲切れると云ふ。(同)
- 13、稻荷様に赤飯を献上し一週間連続して参拜すれば蟲の爲夜泣する子供は治ると云ふ。(土浦地方)
- 14、肉類及魚貝類の生煮を食するときは寄生蟲發生すると云ふ。(谷田部地方)
- 15、北向觀音様の北向の板を道ひ上れば總ての蟲が治ると。(北條地方)

栃木縣

- 1、煙草の脂は蟲切りとなりと言ふ傳説あり。
- 2、一般の傳説に依れば春季の時期に於て野菜類を食すれば時に繁殖するものなりとの傳説あり。
- 3、小兒をして發作的極度の恐怖心を起さしむる時は寄生蟲は分裂し蟲強くなるとの説あり。
- 4、毎日梅干を二つづゝ食すれば効能ありと謂ふ説あり。
- 5、生大蒜を毎日食すると効能ありと謂ふ。
- 6、蛔蟲は月始めに於ては體內にて上を向き居るため舊曆上旬に蟲下しを飲用すれば効果ありと云ふ。
- 7、「ノ、ヒル」(のびる)を謂ふ又は「ニンニク」を焼き或は煮て之を食すれば蟲類一切に効ありと云ふ。
- 8、條蟲、蛔蟲等は柘榴の根の皮を煎じて服用せば効ありと云ふ。
- 9、蛔蟲には「カイロワバ」(車前草を謂ふ)の實子が良薬なりと云ふ。
- 10、那須郡湯津上村笠石神社に蟲切石と稱するものあり之に參詣すれば寄生蟲の患に罹らずと言ひ傳ふ。
- 11、獅子茸を煎じ服用せば全治すると謂ふ。
- 12、那須郡大山田村に姫岩と稱する岩姫神社ありて神社に祈願せば寄生蟲が驅除せらるゝと言ひ傳ふ。
- 13、那須郡湯津上村佐良土の光丸山に於て禁厭せば蟲氣一切除去すると言ひ傳ふ。
- 14、煙草の脂を臍及脊中に塗り付けると體蟲が自然に體外に排泄すると云ふ。
- 15、柘榴の根を一握りの長さに切斷し煎煮し服用すれば寄生蟲驅除に効ありと云ふ。

愛知縣

- 1、ほうれん草を食すれば寄生蟲が驅除出來ると謂ふ。
- 2、豚肉刺身を食すると條蟲が發生すると謂ふ。
- 3、牛肉とほうれん草を混じて食すれば十二指腸蟲が發生すると謂ふ。
- 4、土用の三日に昆草(とくだみ)と稱する草を探り之を陰乾になし腹部に接觸するときは寄生蟲驅除に卓効ありと云ふ。
- 5、寄生蟲にて痙攣の際雪の下(草名)を鹽にて揉み其の汁を患者に服用せしむるときは卓効ありと謂ふ。
- 6、五月節句の白芋汁(とろろ汁)を食すれば寄生蟲驅除出來ると謂ふ。

岐阜縣

- 1、柳の蟲、クサギ(植物)の蟲、山葡萄の蟲(何れも樹の心に寄生するもの)を黒燒にして食すれば寄生蟲(俗に疥蟲と稱す)を驅除し得と云ふ。
- 2、赤蟹を黒燒にして食すると疥蟲を驅除す。
- 3、小兒を餘り泣かすと疥蟲發食すと云ふ。
- 4、にらを生すれば寄生蟲發生せず。
- 5、唐柿(いちぢく)の根を煎じて飲むと寄生蟲を驅除す。
- 6、にんにく(草根)を煎じて飲むと寄生蟲を驅除し得。
- 7、常に樫の實(木實)を食するときは寄生蟲發生せず。
- 8、樫の實を一握宛連続して食するときは條蟲を驅除し得。
- 9、柘榴の根及皮を煎じて飲むと寄生蟲を除去す。
- 10、生柿を食すると蛔蟲を驅除す。

福島縣

- 1、生鮭、生鱒を食すると十二指腸下ると云ふ。
- 2、豚肉の生煮を食すると蛔蟲排出すると。

岩手縣

- 1、白さくろの根を乾燥し之れを食し服用せば該腸蟲は約三時間にして死滅す。
- 2、樫の實を毎日十粒づゝ食すればよい。

- 3、柿の葉を煎じて飲むか又はかたつむりを焼いて食すれば効ありと云ふ。
- 4、土用中にんにくを食用すれば効ありと云ふ。
- 5、蛔蟲驅除薬には「ヨモギ」の根を煎じ飲めば効果ありと云ふ。
- 6、蛔蟲驅除薬として菫、人蔘、蓬、樺の實を食すれば効を奏すると云ふ。
- 7、生魚を食するより發生すとの説あり。
- 8、昔より煙草を喫む者には寄生蟲なしと云ふ。
- 9、草蓆餅は寄生蟲の驅除薬として季節舊正月に食す。

香川縣

- 1、海の魚の刺身を食せば十二指腸蟲が發生す。
- 2、寄生蟲は食物消化に俾効あり。

高知縣

- 1、野菜を食すれば十二指腸蟲が發生する。
- 2、牛肉を食すれば十二指腸蟲が發生する。
- 3、櫻の芽立つ頃十二指腸蟲繁殖する。
- 4、梅雨期の水を飲めば十二指腸蟲發生す。

佐賀縣

- 1、十二指腸蟲は脾胃の病に因すと云ふ。
- 2、十二指腸蟲に因する皮膚病を(肥ヘマケ)と云ふ肥へとは人糞肥料を稱したるものなり。
- 3、小兒の病氣不明又は痲癩は蛔蟲の爲なりと云ふ習慣あり。
- 4、豚肉、牛肉、の半熟したるものを食すれば條蟲が出來ると云ふ。

宮城縣

- 1、本縣下本吉郡柳津町内今の黄牛部落往時牛が眼其地に黄色を帯びて度々斃死せり仍て其の名稱せりと然るに區民も同様疾患に罹り尙七十歳以上の長命者なく一種の奇病流行する事は知りしも其の原因を探究するを得ざりしと云ふ當地に伊達家の毀醫高屋氏なる者居住せり其後部民

中一家悉く同病に侵かされ全滅せるを以て同氏は明治十九年柴田勝央氏に乞ひ剖檢せるに肝臟チストマにして而も其の原因は同地締切沼に生棲せる魚貝を採食するに起因するを知り一時仲々の騒ぎにて他町村より婚姻を厭はれし程なりしと。

滋賀縣

- 1、柘榴の皮を水一合にて煎じ飲むと可し。
- 2、月始めの服薬効多し。
- 3、蓬園子を食すると蛔蟲を驅除することを得。
- 4、「サントーニーネ」と馬鈴薯を同時に食すると生命をたつと云ふ。
- 5、單に馬鈴薯のみを食するときは條蟲を下すと云ふ。
- 6、陰曆に依り毎月初めの三日迄に蟲下し薬を服用せば寄生蟲の害を免る其の理由蛔蟲は月の缺如に従ひ動作するものにして即ち月の五日迄は口頭部を上にし居るに依り此の時期に於て服薬するを適期なりとし其の後は漸次口頭部を下方にするため服薬効なしと傳ふ。
- 7、生姜の葉を縫針にて縫ひ念すること。
- 8、子供の草履を門戸の上に「サカシマ」に打ち付け家人其他の者の通行すること。

愛媛縣

- 1、ヨモギ草は蟲下しになる。
- 2、蟲には灸をすれば治癒す。
- 3、毎年彼岸後に「セリ」を食すと寄生蟲が發生す。
- 4、セメン菓子より外に良薬なしと云ふ。
- 5、疥蟲には掌の中央と頭上墨を着けて呪ふことによりて驅除す。
- 6、寄生蟲を豫防するには祈禱師に「蟲フジ」と稱する祈禱をやつてもらふ祈禱師の云ふ豫防方法をすれば寄生蟲の驅除が行はれる。
- 7、山間部落に於ては懸樋の水を呑むと寄生蟲を生すると云ふ。

和歌山縣

- 1、牛肉を生にて食すれば十二指腸蟲發生すと云ふ。
- 2、金屑を毎日少量宛服用すれば十二指腸蟲發生せすと云ふ。

古來海人草は蛔蟲驅除薬として傳説あり縣民一般に春秋の候之を服用す殊に農村にありては一字又は一部落一齊に日を定め之を煮して飲用し頗る珍重せらる。

第三節 禁 厭

1、女子は頭髮を切りて釘拔地藏尊へ献納すれば寄生蟲發生せずと云ふ。

1、左の手の平に鬼と云ふ字を三字書けば蛔蟲藥となる。(神戸市)

2、所謂大師堂の堂守又は僧侶は蟲封じと稱する禁厭を小兒に對し爲すが如し。

方法 寄生蟲の爲發育を害せられたりと思惟する小兒を保護者又は他人に伴はれ大師堂に參詣し其の小兒に對し堂守又は僧侶は腹部或は手を

自己の手にて口中靈感あれかしと唱へつつ約五分間擦するにあり、回数其状態如何に依り異なるも概ね一、二回を通例とす之が効果は化學的

に論ずる根據なきも一般風説に依れば靈快するもの乏しからざる状況にして可成參拜禁厭を受けつゝある模様なり。(神戸市)

3、例之腹痛の時禁厭として痛部に墨字を書く。(姫路市)

4、灸を爲せば寄生蟲を撲滅し得るものと信ず。(加西郡北條地方)

5、城南村宇土觀王寺にて蟲封じの祈禱を爲す。(多紀郡篠山地方)

6、俗に蟲封じと稱して呪を爲すことあり。(美方郡濱阪地方)

7、寄生蟲發生を未前に防止する爲自家の雨垂の土砂を少量採取之れを眞言宗に於て僧侶祈禱の上同寺に納めたる事あるも現今に於ては殆んどなし。(氷上郡佐治地方)

8、小兒の蛔蟲を驅除するには其の手の掌に墨汁を塗り一種の呪文を唱ふれば驅除すと云ふ。(津名郡岩屋地方)

9、西宮市敷島劇場附近に居住する按摩にて(なごさん)と云ふ老女に腹部をなで貰へば寄生蟲驅除し得ると云ふ。(武庫郡蘆屋地方)

10、木山村稻荷神社の神主に呪つて貰ふと兒童の罹患者全快すと云ふ。(同)

11、部内曹洞宗、眞言宗に於て蟲封じと稱する祈禱をなす由なるも効果なきものゝ如し。(城崎郡香住地方)

1、御嶽信者にして蟲符守をなすものあり。

2、惣社、或は村社に於て社掌が俗に蟲除けと稱し社殿に於て詞を稱へ懐中守札を出すものあり。

3、不動尊に於て蟲切と稱して蟲強きもの又は其衣類を不動尊の前に置き幾度か之を拜して信仰するときは蛔蟲は體外に排出せるものと云ふ。

1、神社佛閣に於て蟲封の加持祈禱をなすもの多し。

2、此蟲封じは寄生蟲には何等關係なし。

但し此の加持祈禱は單に出生兒の蟲氣なき様無病息災に成育を祈るものなり。

1、東茨城郡岩船村高根大山寺に於て祈禱をなせば蟲切れると云ふ。(水戸地方)

2、子供の寢室の裏板に荊を三尺の長さに切り三本結び付け置くときは蟲起らぬ。(笠間地方)

3、久慈郡太田町所在祈禱寺に於て蟲切りの灸點を受くれば其の小兒は一生蟲の發生なく無事成長すと云ふ。(太田地方)

4、高根山の寺にて蟲封じの祈禱をなし其の札を家内に貼付し置けば蟲退散すと云ふ。(太田地方)

5、上圖の如く横線五本縦線四本の線に蟲の字を掌に三回書きながら「アブラオンケンソツカ」と三回唱へるときは治癒すと云ふ。(鹿島地方)



6、筑波郡北條町泉觀音堂又は眞壁郡雨引村所在觀音堂にて初兒に對し蟲封じの祈禱をなせば寄生蟲發生せぬと云ふ。

1、祈禱者無我の境に入り祈禱を爲し終りて頭部及手掌に「蛙」の字を三度重書となしそれより墨にて眞黒に塗ると蛔蟲が驅除せらるゝと云ふ。

2、只單に蟲除と稱して小兒の年齢を聞き祈禱を爲し御札と御符を渡し蟲除なすものありと云ふ。

3、白紙(半紙半大のもの)を自家軒下柱に五寸釘を打付け置けば可なるも若し再發するときは金槌を持って釘の上部を打つ時は再び蟲封じ得らるゝものなりと云ふ。

4、白紙(直徑一寸五分位の丸きもの)を小兒の水落ちの上部に貼付し置けば蟲封じするものなりと云ふ。

- 5、柳の木片に釘三本打込み之れに禁厭をなし小兒の蟲を封じ行爲をなし居れり。
- 6、茨城縣下黒子某寺に於て禁厭を受ければ指先より煙の如く白きもの飛び出て恐怖蟲や蛔蟲は出来ぬと云ふ。
- 7、小兒の兩手の掌に墨にて蟲の字を書き其の上に馬を書きて後筆にて黒く染むれば寄生蟲は死滅すると云ふ。
- 8、各人の生れ年に依りて火星の生れに當るものは水星の法にて寄生蟲を驅除するものなりと云ふ。
- 9、寄生蟲驅除する禁厭時間は毎日午前十時前にあらざれば効めなし午前十時前なれば服薬しても効あり然し其後に至れば効め少し依つて午前十時前に兩手の掌にて墨をもめば寄生蟲死滅すと云ふ。

愛知縣

- 1、六部(僧)行者の呪文と腹部を撫るに依り治癒すると謂ふ。
- 2、各寺院に於て蟲封じ禁厭を受くる時は治癒すると謂ふ。
- 3、俗に蟲封じと稱し寺院の僧侶に依頼し祈願の後神符等を自宅内の或る個所に貼付する時は治癒すると稱し之れを拜す風習最も多く行はる。

岐阜縣

- 1、毎年土用丑の日に日蓮宗の祈禱を受くる時は小兒の寄生蟲の發生を防ぐと云ふ。

岩手縣

- 1、手の掌に蟲の字を書き祈禱して蟲を體外に驅逐するといふ。

廣島縣

- 1、手掌に二文字の如きものを書き蟲封じ又は蟲出しと稱して行ひ又は手掌に文字の如きものを書き寺院に於て祈禱を受くるものあり。

香川縣

- 1、體内に多く寄生蟲發生したるときは身體衰弱し精神に異狀を起す事屢々あり男の子なれば右手女の子なれば左の掌に墨筆にて「マチナイ」をすれば蟲となるべき幼蟲が毛穴より排蟲して寄生蟲は皆無となると云ふ傳説的禁厭あり。

佐賀縣

- 1、天臺宗の一部に「蟲マジナイ」と稱して爲すと云ふ。

宮城縣

- 1、蟲呪と稱し小兒の掌に墨を塗りて祈禱すれば指先より蟲が出ると。

2、小量の水を茶瓶に入れ其の中へローソク約一分位に切り火を貼しながら「アピラウンケンソツカ」と百遍唱へ該水を飲みしむ此際先に兩手に白布を巻き掌に凡字「置羅」を書し前記凡語を唱えしむれば蟲病が治癒すると。

荏賀縣

- 1、祈禱をすると蟲が下りる。

鳥取縣

- 1、神社を参拜して蟲封をなす。
- 2、御符又は畫像を布圍の下に敷き御札を以て患部を摩擦して川に流す。
- 3、法院其の他にて蟲封をなす。
- 4、神社に子供の衣服を持参し祈禱す。
- 5、蟲封の御呪をなす。

愛媛縣

- 1、薩摩芋を食せば藥の効なし。

島根縣

- 1、蛔蟲驅除として眞言秘密の法、不動金縛り等ある由なるも方法不明なり。
- 2、苺の脂を頭部に付けば俗に蟲(蛔蟲)が治ると云ふ。

山口縣

- 1、管下豊浦郡安岡在住上野玄若なるものは左手の拇指球にX形に小刀を當て切る眞似をなして禁厭す。

第四節 迷信

京都府

- 1、秋風は冬の初めに立つものを木草も枯るる蟲も靜まる。
 - 2、秋過ぎて冬の初めは十月に霜がれたれば蟲の子もなし。
- 蛔蟲にて腹痛甚しき時右の文句の内何れか一つを三回繰返し唱へつつ靜かに痛む所を擦ると間もなく平癒すと云ふ。

3、釘拔地蔵尊(京都市千本通寺の内下る)に參詣すれば寄生蟲發生せずと云ふ。

兵庫縣

- 1、三日月を拜めば寄生蟲は宿ることなし。(神戸市)
- 2、指の爪を不潔にすれば寄生蟲の發生となる。(同)
- 3、葱を搾下し之を飲用すれば條蟲は驅除さる。(同)
- 4、柘榴を煎じて飲用するときは蛔蟲を取除く。(同)
- 5、四月八日の甘茶にて認めたる文句を便所の柱に逆に張る。(同)
- 6、縣下加古郡天満村にある大師寺に參詣すれば驅除されると云ふ。(明石市)
- 7、牛肉とホーレン草とを混食すれば蛔蟲生ず。(西宮市)
- 8、砂糖菓子等多食すれば蛔蟲生ず。(同)
- 9、粗食を爲すを良とす。(有馬郡三田地方)
- 10、不動明王に捧げたる水を服用すること。(同)
- 11、蜜柑の皮を便所に入れて寄生蟲の發生を防ぐ。(加西郡北條地方)
- 12、祈禱をすれば手先爪の中より蟲が湧出すと。(赤粟郡山崎地方)
- 13、幼兒の痢蟲と稱する場合は主として祈禱に依りて蟲を封ずと稱し祈禱者に連れ行く。(同)
- 14、蟲封じと稱する灸を爲すものあり。(美方郡濱坂地方)
- 15、蓬餅を食すれば寄生蟲の豫防となる。(神崎郡福崎地方)
- 16、藁の煙に接すれば寄生蟲を驅除し得と云ふ。(武庫郡蘆屋地方)
- 17、揖保郡神岡村大住寺大源寺山野森大明神に常に參拜せば蟲除けとなると。(揖保郡龍野地方)
- 18、蟲封じと稱し神佛に子供を參拜せしめ祈願を爲す。(同)

長崎縣

- 1、庖丁を水に浸したる後腹部を押へると蛔蟲下ると云ふ。

埼玉縣

- 1、小兒夜間不眠の場合蟲封をなすものあり。

群馬縣

- 1、大根を天満宮に供へ祈禱を行ふときは蛔蟲を絶滅せしむと。
- 2、縣下多野郡地方に於ては同郡平井村西間神社の神木(杉)の皮を煎じて服用せば特効ありと云ふ。
- 3、太田吞龍上人の弟子入りと稱し一歳の時より七歳迄小兒の頭髮を剃りて髪を伸さぬことを祈願し之れを其の通實行すれば蛔蟲等に依る苦痛を免かれ其の小兒は健康に發育すと稱し祈願するもの多し。
- 4、僧侶に頼みて蟲封札を受け之れを家屋内の柱に釘附となし置けば蛔蟲に依り苦しむことなしと之れを行ふ者多し。

茨城縣

- 1、小兒の蛔蟲の蟲切りと稱し東茨城郡岩船村高根山の寺院及栃木縣那須郡湯津上村笠石神社に於て祈禱をなす。(大宮地方)
- 2、東茨城郡岩船村高根大山寺に詣りて小兒の氏名年齢を告げ祈禱すれば蟲を切り無事成長すと云ふ。(太田地方)
- 3、肥敗(水泡)が出来れば青となり寄生蟲發生すと云ふ。(太田地方)
- 4、彼岸の中四ツ前に「ゲンノショウコ」の根を採取して乾燥し之を煎じて飲めば蟲下ると云ふ。(太田地方)
- 5、有賀神社に參詣すれば小兒の蟲を切り無事成長すと云ふ。(太田地方)
- 6、藁人形を作り村境の處に持ち行けば蛔蟲癒ると云ふ。(鉾田地方)
- 7、蟲除と稱し母子が六地藏尊に參詣し禱又は頭巾等を供へるときは治癒すと云ふ。(鹿島地方)
- 8、赤蛙を幼兒に食せしむれば蟲が治ると云ふ。(土浦地方)
- 9、孫太郎蟲及八ツ目蟹を食すれば蟲治ると云ふ。(同)
- 10、柳の木の中に居る蟲を焼いて子供に食せしむれば寄生蟲が死すと云ふ。(下妻地方)

栃木縣

- 1、小兒の寄生蟲(民間に於て疥蟲と稱す)は醫藥又は賣藥其他民間藥にては驅除すること不能加持祈禱に依る蟲封じに依るの外なしとの迷信あり。
- 2、手掌一面に筆を以て蟲と記し何事か口問を唱ひ三回繰返す時は蟲が切れると云ふ。
- 3、俗に子供の蟲に付ては紙を破かせると蟲が切れると云ふ。

- 4、寄生蟲ある者の男は左手より右手に女は右手より左手掌中に「梵」字と蟲の字を書き以て蟲下しと謂ふ。
- 5、下都賀郡稻葉村大字羽生田の天王尊と云ふ社あり之に子供を參詣せしむると恐怖蟲や其他の寄蟲が出來すと云ふ。
- 6、同郡細村大字高橋明神と云ふ社あり之に參詣し子供に鯉形付の着物を着せれば蟲除となると云ふ。
- 7、加持祈禱者に朝早く行きて祈禱して戴けば直ちに寄生蟲は蟲除せられるもの如き迷信あり。
- 8、不動尊を參詣して子供の手掌に文字を書く眞似をせば蟲切りとなると云ふ。
- 9、蟲切りと云ふ子供の手に字を書き唱へてを爲し蛔蟲等を驅除し得るものと云ふ。
- 10、神職僧侶等を招きて祈禱を爲せば蛔蟲が體外に排泄すると云ふ。

愛知縣

- 1、蟲封じと稱し郷社尾張富士淺間神社にて録を受け之れを子供に携行せしむれば全治すると云ふ。
- 2、寄生蟲の爲め痙攣を起したる際は神佛殊に天理教を信じて祈願をせば治癒すると云ふ。

静岡縣

- 1、梨を食したる母乳を與へると其の乳兒に寄生蟲發生す。
- 2、施餓鬼に用ひし札を立つれば寄生蟲が取れる。

山梨縣

- 1、山梨縣南區摩郡増穂村鐵澤町經王寺及同村青柳の昌福寺に參詣し祈禱すれば日蓮上人の遺徳に依り子供の蟲切に効あり。特に春秋の彼岸に參詣せば偉大なる効ありと云ふ迷信あり。

岐阜縣

- 1、哺乳兒を神社佛閣に參詣せしめ蟲封じと稱し呪禁を行ひ其守札又は供物を受け之を食せしめると成長後疥癬の發生を除くと云ふ。
- 2、野外に於て放便するときは其瞬間に於て肛門より寄生蟲侵入すと云ふ。
- 3、大寒中毎日水一合宛飲むと寄生蟲發生せず。
- 4、夏季水泳後日光に熱したる石に腹部を當てゝ居ると寄生蟲死滅す。
- 5、(ビール)を多飲すると寄生蟲除下す。
- 6、夏季土用丑の日に鯨の味噌汁を食すと腹の蟲が發生せず。

長野縣

- 1、舊五月五日の節句に苜蓿及蓬を食すれば寄生蟲を驅除し得と信す。
- 2、子供の蟲封じと稱し神社佛閣に祈禱するの風あり。

福島縣

- 1、五月節句にフキ、タケノコ、イモ等を食すると寄生蟲は寄生せずと云ふ。
- 2、フキの花を食すると寄生蟲全滅すと云ふ。
- 3、一、二歳の頃背に据灸すると蛔蟲寄生せずと云ふ。

岩手縣

- 1、體内に十二指腸蟲發生したる場合は蟲封じと稱する祈禱を爲せば腹痛には治るといふ。
- 2、人は生れるより體内に寄生蟲を有するものと信す。
- 3、腹中に蛔蟲生存せざれば人間は死亡するものなりとの迷信あり。

青森縣

- 1、腸中の蟲を排除するときは腹痛を起す故に驅除するものにあらすと云ふ(一村落のみ)(理由人間は必ず生れる時より腸に蟲は寄生しあるものにして之を藥にて除くときは腹痛を起すものなり)

香川縣

- 1、人體内寄生蟲は過多の場合は身體に有害なるも皆無となりたる場合は其の人は死亡すとの迷信あり。
- 2、能く手を洗ひ手拭にて拭ふ其の時布の纖維掌に附屬して立つ之腹の蟲出づるなりと。
- 3、搗きたる米をとがずに焚き其の水にて子供の身體を洗ひ其の飯を子供に食せしむると蟲を退散せしむ。
- 4、臍の上に茶碗に油を入れたるを載せ箸にて其油を取ると寄生蟲を退散せしむると。
- 5、松茸を風呂の湯に入れ焚き其の風呂に入ると蟲を退散せしむと。
- 6、ザクロの果皮を煎じて飲むと蟲を退散せしむと。

佐賀縣

- 1、十二指腸蟲は過食に因るものとの迷信あり。

2、砂糖其他甘きものを過食すれば蟲が出來ると云ふ。
3、人乳と梨と同時に食すれば蛔蟲が出來ると云ふ。

宮城縣

1、生米を食すれば十二指腸蟲に罹かると。

新潟縣

1、小兒の蛔蟲を下すには一ヶ月の上半十五日間に爲すべし之上半十五日間は蟲が上向き故藥が有効に作用するが下半十五日は蟲が下向き故其の効少なき爲なり。

2、乳兒が死亡して皮膚の色が赤紫に變ずるは蟲の爲に死したるものなり。

然して其の死せんとするときは苦悶するは蟲の爲せる業なり。

3、蛔蟲を下すには先づ黑砂糖を食し蟲を喜ばして後セメンエンを服用すべし。

斯くすれば藥を最も有効に作用せしむることを得。

滋賀縣

1、蛔蟲は曼陀羅經を讀むとありると云ふ。

愛媛縣

1、寄生蟲を全然驅除すれば消化作用減退する。

2、蛔蟲は人間の體中(腹中)に少々寄生し居ることは必要にして若し少しも居なくなると體が衰弱す。

島根縣

1、成田不動尊弘法大師等信仰するときは蛔蟲を下すと云ふ。

和歌山縣

1、幼兒の蟲切と稱し手の指先を切れば寄生蟲驅除に効ありと云ふ。

山口縣

1、荒神に歲程の洗米を供へ禱念すると蛔蟲の驅除をなす。

三 市縣

一、唐辛等の多き食物を食するを可とす。

一、膈を冷して濕布すれば効あり。

一、灸を點すれば良し。

一、藥品を月の上旬に用ふるを可とす。

一、甘藷を空腹の際食せば効果あり。

一、蟲藥を服用前に甘い物を食すれば甘い物で蛔蟲が口を開く爲め藥の効能多し。

一、熱より生ずる蟲。

一、南瓜種を六十乃至百種飲用す。

一、煙草の葉を煎じて飲む。

一、黒モチの木にて箸を作りて食事に用ふれば良し。

一、食物は一度蛔蟲が食し然る後人體に栄養を與ふるものにして胃腸の消化は總て蛔蟲の作用なり。

一、夏の土用の日に「みる」……海草を食すれば寄生蟲は死滅す。

一、甘きものを多く食すれば寄生蟲を生ず。

一、瓦を焼きて胸及腹に當てる。

一、舊盆の時寺院の幟旗を田の中に挿す。

一、煙草を喫するものは蟲つかず肉食する者は繁殖す。

一、砂糖を食せざれば生ぜず。

一、煙草を喫すれば驅除す。

一、那果水腫腫瘍等は悉く一種の蛔蟲の行爲即ち「結蛔」と稱して適當なる治療をなさざるものあり。

一、俗俗の讀經によりて寄生蟲を死滅す。

一、陰曆三月三日の節句に迷餅を食して禁脈となす。

一、「しゃくり」は蟲が息を止むるものと信じ之を治するには茶碗に箸を渡し水を入れ置き「橋の下の水を呑む」と稱して之を呑めば治す。

昭和六年三月二十五日印刷
昭和六年三月三十日發行

〔上卷〕

內務省衛生局

印刷者 杉田彌太郎
東京市麹町區麹町八丁目壹番地

印刷所 杉田屋印刷所
東京市麹町區麹町八丁目壹番地
電話九段(33)一一〇二番

